

座談会 「公文書等の管理に関する法律制定と今後の展望」

出席者：朝倉敏夫氏・尾崎護氏・御厨貴氏・高山正也館長

司会：山崎日出男理事

期 日：平成21年9月3日（木）

場 所：国立公文書館3階特別会議室

1. 公文書管理法についての感想

山崎 本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。それでは始めさせていただきます。

まず、公文書管理法全体についてをテーマといたしまして、次に人材育成・専門家の養成、そしてアーカイブズの普及啓発、そして最後に残された課題、と、大きくこの4項目ぐらいかな、という感じがしているわけですが、最初に、公文書管理法全体についてお話しいただきます。この法律が6月24日に成立いたしましたので、7月1日に法律第66号として公布されたわけでございます。

まず、皆様それぞれにご感想を伺いたいと思いますのでよろしくお願いたします。

最初に、尾崎先生は有識者会議座長ということでもりまとめをされたわけですが、そのお立場もふまえて感想をお願いしたいと思います。

尾崎 公文書管理問題は、公文書の作成から、いわば公文書の終の住処としての公文書館での保管までつながっているのですが、ここに至る歴史を振り返ってみるとまず公文書館の設置から始まったわけですね。昭和46年に国立公文書館というのができた。それから情報公開にあって、個人情報問題があって、それで最後に公文書管理の法律と、いわば逆流した形で進んで来たということで、本当は一番スタートの場所にいるはずの公文書の作成・管理についての法律制定が最後になって、どうやら完結ということになったわけですね。最後の締めの仕事に際しては、大変光栄であったというように思っております。

公文書管理問題は、福田元総理が官房長官のころから非常に関心を示されて、いろいろと勉強を重ねられてきていたのですが、それによって何か共通の認識

たいなものは大抵でき上がっていたように思います。

有識者会議が始まった冒頭の上川陽子大臣のご挨拶の中に重要なポイントは既に入っていて、そこからあまり外れることなく、有識者会議の議論が進んだような気がしております。

上川大臣が担当大臣に指名されたのが去年の2月29日で、そして3月に第1回会合をやって、次の通常国会には法律を出したいということで、10月には審議を終えるというような大変忙しい日程でしたし、特にその有識者の皆さん、大変お忙しい方ばかりでありますから、そういう方々に無理をお願いして間に合わせるということが、座長としては非常に重い仕事であったという気がしております。

しかも、これも上川大臣の強いご希望で、全部公開にする、公開の場での議論でそれをまとめていかなければいけない。結構座長としては緊張する状況ではあったわけですが、有識者の皆さんの厚いご配慮とご協力がありまして、大変的確に意見を述べていただいたものですから、上手にまとめることができたのではないかなというように思っております。感想としてはそういうことです。間に合ってよかったなということですね。

特に報告を出した後、法案化し、その法案を与野党の間で十分に検討してもらいまして、かなりの修正をしたり附帯決議をつけたり、本当に与野党一致して法律を成立させてくれたということが大変ありがたかったし、そういう形ででき上がったというのが、今後実施していくに当たっても大きな意味を持つのではないかなというふうに思っております。

すみません、ちょっと長くなりました。

山崎 ありがとうございます。

では次に、御厨先生は政治学者として、また今、政策評価委員会の委員としてご活躍ですが、この公文書管理法の成立にどのようなお考えをお持ちでしょうか。

御厨 私はむしろ、こういうものが出たら、あるいはこういうものが出なくても公文書というものを自分の研究に使いたい、そういう立場に常におりましたので、その点を含めて若干の感想を申し述べたいと思います。まず第一は、一つは受け皿であるというか最終的な場である公文書館が、政策評価委員会の立場から、ここ数年非常に充実してきたというか、非常に積極的に文書をとにかく公文書館に出しなさいということを書いて、それがまた官僚の内部の中にあっても受け入れられる状況になってきているという内側の事情というのがあります。そこに今度は外側から、公文書のあり方については、これはできる限り公文書館に出したほうがいいんじゃないかと、福田さんは特にそうお考えでしたし、それ以外でもそういう気運になり、それはだめだとは非常に言いにくい状況になっていました。そこをうまく政治が拾ってくれたというところがあって、今日の事態になったんだろうと思うんですね。



私自身はこれまでの研究生活の中で、中曽根内閣の外交問題や、外交だけではなく、内政に関しても、日本には文書が出ないからといってみんなアメリカのナショナルアーカイブズに行っちゃうのをなさげなく思っていました。そうすると、向こうで文書を見つけて、これこれという。しかも必ずそれを使った論文を読みますと、これに関して日本ではまだ文書が開いていない、ないしはあるかどうかもわからんというようなことが書かれていて、随分大変なことだなと思っていました。やはり90年代以降、急速にそこは溝が埋まってきたかなという感じを持っています。

ただ、有識者会議の皆様には本当にご苦労いただいたと思うんですが、公文書と言ったときにみんなが持っているイメージはばらばらで、それをあるスタイルに合わせて、そしてそのルールを決めていくというのは、

これはもう尾崎先生のところで相当ご苦労なさったと思います。そこが割と早く短い期間にうまくでき上がったものですから、あとはこうした政治状況の中で、一時期は成立が危ぶまれたりしましたよね。法の成立までもなくいよいよここで政権交代があったということで、多分民主党は相当程度この問題に関しては後押しをするのではないかというふうに思いますので、これから前へむしろどんどん進んでいく。その点で言うと、後でもちょっと申し上げてもいいんですけど、むしろこれから後は、公文書館のほうの体制が大変で、長い間いわゆる独法化に伴って、定員についても、これを減らすとか右肩下がりでやっておったのをどう転換するのか。これから専門員を雇ってどうしていくか。人数も増えるだろうし、業務も増えるという、そこをどうやっていくかというのは恐らく大変だろうと思うんですけど、とりあえずはそんな感想を持っています。

山崎 ありがとうございます。

では次に、朝倉先生はマスコミ界の重鎮として、またこの有識者会議にもご参加されたわけでございますけれど、この公文書管理法ができたということについてどのようにお考えでしょうか。

朝倉 まさしくマスコミ人として眺めていた感じから言いますと、一つは、先ほど尾崎さんがおっしゃったように、やっぱり福田元首相の存在というのが官房長官時代からとても大きな役割を果たしていたと思うんですね。そういう感じが非常にしたのと、それから最初のほうに至る段階では、先ほどこれも尾崎さんがおっしゃるように、上川担当大臣が非常に熱心で、尾崎座長の取り運びとかご苦労というのもよく見えまして、間に合ったんだろうと思います。その報告書の内容と法律の関係については、これはそもそも審議の過程を見ておきますと、それなりにみんな各党会派、それから各界の人たちそれぞれいろんなご意見をお持ちで、それから中央・地方の実務者たちの思いというのもそれぞれあるようで、したがってこういうことで落ちついたということでもいいのかなと。まさしくこれが超党派で成立したということに大きな意義があるんだろうと。ただ、報告書作成に参加した身の一人としては、中央管理機関の性格、位置づけをどうするかということ、つまり最終報告では特別の法人という形を出したんですが、それが漠とした附帯決議で終わっちゃったというのはちょっと残念です。

山崎 ありがとうございます。

高山館長は官房長官の懇談会のころから座長として長年この問題にかかわってこられたわけですが、今回の公文書管理法の成立につきまして感想をお願いしたいと思います。

高山 まずその前に、今お話がありましたように、官房長官の懇談会、そして有識者会議、そしてこの法案ということで、今日ご出席のお三方の先生方には大変お世話になりました。それから、今日ここにおいでにならない懇談会、有識者会議のメンバーの方々もいろいろご助言とかあるいはご指導、ご支援があったということに対して、一言この場をかりてお礼を申し上げたいと思います。

それで、今回の法律の背景は、先ほど尾崎さんのほうからお話がございましたように、昭和46年の公文書館の開設ということまでさかのぼれるかと思いますが、直接的には、たしか平成15年4月だったかと思いますが、これも裏で福田先生が動いておられたんだと思いますけれども、内閣府の官房長のもとでの研究会という形でグループが発足をいたしまして、それをすぐ福田さんが官房長官のもとで懇談会に格上げしようというご指示をされて、それから先生方のいろいろなお力添えがあって、今回法律が成立したということで、これは私個人にとりましても大変喜ばしいことだというふうに思っております。

今回の法律を拝見いたしましたので、私は法律について細かいことはよくわからないのですが、次のような感想を持ちました。1つは、今までの公文書館というのは、これは官のための、官というのは官と民という場合の官のための公文書館、それから、先ほど来、御厨先生が盛んにおっしゃっていらっしゃいましたが、研究者のための、特に歴史学研究者のための公文書館、それがこの法律に至って、国民のための公文書館というふうに理念といいますか性格が変わってきているというふうに思うんですね。これは決して性格が変わってしまって、前のものは無くなったのではなくて、実は重層的に官のための公文書館でもあるし、研究のためにも役立つなければいけないし、そして国民各層に浸透していくという公文書館が必要でこれからはその方向でいかななくてはいけないというのが法律の趣旨ではなからうかというふうに理解しております。

そういう面で、文書管理の観点からちょっと生意気なことを言わせていただきますと、今度の法律で一つ

は文書主義が日本でも法律的に明示されたということが非常に大きなことであったかと思えます。それから、先ほど来、情報公開法との関係も話に出ておりましたけれど、文書管理についての一般法として公文書管理法が置かれるということが明示されたとうかがっており、これは大きな意味をもつと思えます。さらには、有識者会議で言っていた文書のライフサイクル管理ですね。現用文書と非現用を区分しないでこれを統一的にとらえようということ、さらには実際に管理をする面で統一的な文書管理体制を構築することが必要だということをお願いいたしました。こういったところを大変重要なポイントとして私は理解させていただいております。

2. 印象に残ったこと、法律の与える影響

山崎 先ほども上川初代大臣のことが話題になりましたけれど、取りまとめに当たりまして、特にご苦労された点、あるいは何か印象に残った点などがあればお聞かせいただきたいと思えます。

また、最終報告の理念、内容と法律を比較いたしますと、どの程度有識者会議の内容が実現されたというお考えをお持ちでしょうか。

尾崎 苦労したことです。

山崎 あるいは印象に残ったことでも結構です。

尾崎 印象に残ったことということになりますと、やはり上川大臣が最初に各省庁を回られた、あの動きのよさですね。これは随分各省庁の気持ちを変えたような気がしますね。あそこである程度勝負があったというような感じですね。それが一番印象に残りましたね。



それから、報告に書いたことと法律との関係ですが、国会の審議を議事録で読んだりしますと、意外に理念的なところのお話が多いんですね。だから、その点は

我々の議論したこととほとんど同じといいますが、むしろそういうところをやや法律のほうは簡潔に省略できるところは省略してやってあるのを、さらにむしろ報告の文章に近づけるようにしてほしいというような議論で、これも私としてはありがたかった話ですね。

それで、問題は、法律をつくっても実際にその法の精神にのっとって行政が動かないと意味がないわけなんです。そういう意味では、公務員の従来の文書に対する意識というものを変えていかなくてはいけないということがこれからは大切な問題ではないかと思えますね。

先日、ある週刊誌に書いてあったものですから、甲子夜話を調べてみたのですが、寛政の改革ですか、松平定信、あのときに自分の仕事をきちんと書きとめなさいよと、それからそれはいつのことかちゃんと書きなさいよ、それからだれに仕事を引き継いだかちゃんと書いて、それをお目付に文書にして出しなさいと。しかし、文書の引継ぎを続けていくうちにだんだん古くなって、だれも使わなくなってくるだろう。そういうものは整理して、それを何か多聞櫓ってありますね、あそこに全部片づけておいて、もし必要ができればそこから出して使えと、そういうふうに分れ書きが出されているんですね。考えることは同じだと思って、一種の行政改革なんでしょうけれども、寛政の改革でもそういうことを言っていたのかと思って感心したんですが、そのときに全く抜けておりますのは、それは全く事務のため、事務のためにそういうことをやりなさいということだけで、研究のためとか、先ほど館長がおっしゃったように国民の利用のためとか、そういうことは何もないんですね。だから、そういうところまで公文書というものが、国民の利用とか研究とかそういう面から広く活用されるというのが、やはり明治以降の西洋的感覚というんですか、そういうもので、それが日本において恐らくほとんど完全に採用された形になったんだなと思います。だからそのところ、日本の行政のやり方、江戸時代の行政のやり方の意識だとやっぱりだめなんで、意識改革といいますが、公務員の文化を変えるとありますが、そういうものがこれから大切なんじゃないかと思えますね。

山崎 ありがとうございます。

朝倉先生は、有識者会議の議論の中で特に印象に残った点とかというのは何かございますか。

朝倉 印象ですか。

山崎 何かほかの審議会とはちょっと違うなという点でも結構なんです。

朝倉 印象と言えば、我々の理念の表現ということと法律上の表現問題の一番の違い、それを象徴するのがその表題につけられた「時を貫く」という言葉なんだろうと思うんですね。あれは、上川先生が考えたんですが、実にうまいキャッチフレーズだったと思うんですが、しかしこれは法律上の表現にはなるまいなと思っておりましたけれど、ただ、審議状況を見ますとそれなりに、今尾崎さんがおっしゃったように、随分苦労しているんな表現、審議の過程で随分かなりかんかんがくがく工夫されていたなと、こういう印象を持ちました。

山崎 ありがとうございます。

それでは、この法律が制定されたわけですが、今後のその与える影響といいますが、御厨先生、政治学者には研究過程でなかなかその役所の文書が手に入らなかったというご経験もあるかもしれませんが、今後この法案がちゃんと施行されれば、研究者に与える影響とか、あるいは広く国民一般に与える影響とかにつきましてはどのようにお考えですか。

御厨 研究者に関して言えば、特に戦後史といいますが、戦後日本の研究が恐らく画期的に変わるだろう。従来、戦後というのは、なかなか依拠するのにふさわしい資料というのが乏しかった。ごく一部の役所から時々流れ出る文書とか、それから一部の役所では自分たちのやった施策をまとめたものがあるとかということよりはやりやすいんですが、そうでないところというのは全くブラックボックスだったんですね。もちろん、年鑑を見るとか当時の新聞を見るとかということで補完はできますけれど、しかし当事者が何を考えていたかというのはやはり公文書に当たらない限り見えてこないんです。その部分に関して言えば、これから戦後体制の見直しがいろいろなところで行われますが、研究のほうでもそうなります。したがって公文書が出てくるということは私は研究者にとっては非常に喜びであると同時に、これまでは我々もそこはうまいことをやっておりまして、ここは文書がないから書けないとか、文書がないからということをお願いにしていたんですけれど、それができなくなった。つまり、今度は怒濤のように文書が出てきますから、この文書の海をどうやって泳ぐかというのは、むしろ研究者の力量を問われるところがあって、そこは恐らくこれから今まで

の体験というのが役に立たない。若い諸君はこれからそういうところで新しい体験を、文書がどんどん見られる状態の中で新しい体験をするんだらうというのが一つです。

それからもう一つ、国民とおっしゃいましたけれど、これも実は重要でありまして、やはりこういう法律が、あるいはこういう政策がどうしてこういうふうに決まったんだらうかというのは、関心の深い人だったら実物を見たいと思うんですね。団塊の世代の皆さんがこれからどんどん定年に入っていきますけれども、そうやって定年になったもののまだ力の余っている知的関心の高い人たちが何をやるかといったら、やはり自分たちがやってきたことについて振り返るといえることがあると思うんです。彼らは恐らく公開された公文書があったら喜んで利用するだろうと思います。それからもっと若いほうで言いますと、高校生や中学生にも公文書へのアクセスみたいなこと、これは後に教育の話になるんでしょうから、そうすると文書というのは身近に存在するものだというふうになってくると随分状況が変わってきます。それは必ず変わるだろうという気がします。

山崎 ありがとうございます。

今後法律では2年以内に全面施行ということになっておりまして、これから内閣官房の公文書管理検討室と国立公文書館が中心になって政令の作成、あるいは各種規則、ガイドラインの作成とかそういう作業が続くことになります。そういう作業を通じまして、いわば増原副大臣の言葉では、法律に魂を入れるというんですか、魂を入れていくような作業が続くわけですか。先ほど尾崎先生は、公務員の意識改革ということもおっしゃいましたけれど、今後施行までの間で、特にどのような点に留意していけばいいのかというのがございましたらご指摘いただきたいと思います。

尾崎 施行するまでの間に政令をつくったり省令をつくったりするわけでしょう。それについてもできるだけいろんな人の意見を聞いていくことが大切だと思いますよね。政令なんかの分野はパブリックコメントなんかを求めるわけですよね。そういうことをきちっとやれば、今度はかなり関心を持たれた方が多いと思いますので、いろいろ踏み込んだ意見も出てくるかもしれませんね。

山崎 ありがとうございます。

朝倉先生、こういう円滑な施行あるいは国民への世

論喚起といいますか、そのためにはマスコミの応援というのにも必要になってくるでしょうし、場合によっては、マスコミによる役所の監視みたいな、そういったことも必要かもしれませんけれど、この施行までの留意点といいますか、あるいはマスコミとしてこういうことをやったほうがいいということがもしおありでしたら、お話しいただきたいと思います。



朝倉 施行後のことについては私は楽観しております。生意気な言い方をすると、私の公務員というものについての感じから言えば、規定があいまいなところにいろいろすぐ不祥事が生じて、この問題の関連で言えば、審議過程でもよく挙げられました。薬害肝炎関係の書類が放置されていたという、これははっきりしないで不作為による不祥事といいますか、逆にそれははっきりしないところがかたくなれば裁量権の濫用というんですか、やはり例に挙げられたインド洋上の自衛艦の資料が何かしらないけれど廃棄されちゃったみたいな、ああいうことがあったわけですが、ただ今度こういう法律ができましたよ、こういう趣旨ですよということがはっきりして、なおかつ、規則なんかははっきりすると、公務員というのはそういうはっきりしたものは非常にきちりやるんですね。ですから、この法律ができてこれからということを見ると、そんなに心配したことはないのかなと。ただ、そこでマスコミがという場合には、これはマスコミを活用するにはどう話題を提供するかということなんですね。その話題の提供の仕方は多分、他方、超法規的にいいと思いますが、フライングするぐらいの感覚で話題をつくって、例えば極端なことを言いますと、担当大臣があえて個人的夢に近いでかい話をぶち上げて、それがもとで論争が生じた。そうすると、これはこれで結構なんですね。論争が生じた、あるいは、喧嘩しています

よと言うとオーバーですけど、そういうところはマスコミは非常に喜んで取り上げるわけで、これはある意味では社会的認知度を非常に高めるのではないかと、そのくらいのことがあってもいいかなという感じがしておりますけれどね。

山崎 ありがとうございます。

尾崎 今の関連で言いますと、私は公務員生活と、それから国民生活金融公庫という政府機関を通じての経験で、こんなにマスコミが好意的だったことはないですね(笑)。いろんなことをやってきましたけれど、本当にこの問題についてはマスコミが協力してくれたというのが非常に大きかったし、とにかく役所の中の文書の話ですから、一般の人にとっては全然興味がない話だと思うんですよ。それがあれだけ話題になったということはマスコミに感謝しています、私は。社説でも取り上げていただきましたし、いろんな機会にバックアップしていただいた、それがスムーズに進んだ最大の原因じゃないかなというふうに最後の会議のときにマスコミに一言感謝しました。本当にそう思いますね。

御厨先生に1つお願いがあるんですけども、これから公文書館というものを上手に国民が利用し、また関心を持ってもらうためには、これから学者の先生方に大いにご利用いただいて、そのときに参考資料は何々という後に何々公文書館所蔵というようにぜひ入れてほしいんですよ。そうすると、これは随分影響するんじゃないかと思うんですね。

例えば、神奈川の公文書館にあるとか、地方のどこかにあるとか、あるいは国立公文書館にあるとか、ぜひこれを学者の皆さんが心がけていただいたら、これは非常に大変な援助になると思いますし、公文書館そのものがまた張り合いがある話になります。

御厨 そうですね。今までも個人の文書に関しては、みんなそれは所蔵してあるところまできちんと書きましたしやっています。公文書のほうはいかんせん今までとにかく、国立公文書館に関して言っても、なかなかそういうことを書くのは書きづらいところがあったんですね。これからは本当にオープンですから、それはやれると。

それから、公文書館でお進めになるのは今出た地方の公文書館とのネットワーク、それがちゃんとしてくればおっしゃるようなことはすぐできるわけです。それを書いて、でも、最近私のところで論文を書いてい

る若い連中は、本当に国立公文書館のここにアクセスしろというアクセスのアドレスまで書いています。これが入っているとすぐにみんな検証するためにそれを見ることができるわけです。だから、これからの若い連中は多分そこまで書くようになると思いますので、もちろん私も微力ながらお手伝いをしますが、もうそれは余り心配ないんじゃないかという気がしますけれどね。

尾崎 ぜひ入れてください。

山崎 御厨先生は、政治学の研究の過程で、役所の体質でありますとか、あるいは公務員の行動パターンとかもよくご存じだと思いますけれども、先生は施行までに何か特に留意点というのはございますか。

また、政権交代ということになったわけですけど、そういう政権交代を踏まえての留意点みたいなものももしあればあわせてお聞きしたいと考えておりますが、よろしく願いいたします。

御厨 さっきもちょっと言いましたけれども、政権交代はいい方向に向かだろうと思います。また、次の政権交代が当然二大政党ということになれば出てくるわけです。そうすると、自分たちもきちんとしておかないと次の内閣のもとでまたあけられるということになりますから、私はこれはいい意味でのよき法律ないしよき政策をつくる競争に公文書というのは使われるようになると思いますので、それは非常にいいと思います。

それで、施行までに注意しなければいけないことというのは、いろんなことがあるんだろうと思いますけれども、一つやはりポイントは、今回、公文書管理委員会をおつくりになりますよね。その際の委員の人選ですね。私は公文書管理委員会というのは今後ずっと続いていくと思いますけれど、やはり最初のメンバーが、やり方を全部決めていくと思います。もちろん、この公文書館の中のあり方とか制度も大事ですけど、委員会にどういういい方に入っていただくかということ、そこがまさに委員会発足までの間に相当いろいろと留意していい方を選んでいただくというのがポイントじゃないかという気がしますね。

山崎 ありがとうございます。

この円滑な移行のためには、公文書館の体制整備というのが、これは附帯決議にも書かれており、公文書館の果たすべき役割がこれから一層大きくなるわけでございますけれども、高山館長は、今後の体制整備あ

るいは施行までの準備等につきまして、どのようにお考えでしょうか。

高山 まさに、行動の主体であるところの公文書館の体制が、ご承知のように非常に貧弱であるために、いろんなことを期待されても、今のままではどうしようもないわけですから、これを強化することが第一です。強化する、体制を整備するというのとは一体何かということをお考えますと、やっぱり国立公文書館も一つの組織ですから、組織の体制を強化するための常道であるところの^{ヒト}人、^{モノ}物、^{カネ}金を強化していかなければしょうがないんじゃないかと考えます。

人というのは何かというと、これは主として公文書館の中で専門的に働ける人である。物というのは何かというと、これは移管されてくる公文書ですね。いわゆる公文書館としてのコレクションになるもの、これがさらに強化されるべきです。今は、よく言われておりますように、移管率が0.7%という数字が知られておりますが、要するに1,000件の文書が現場でつくられたときに、たった7件しか公文書館に入っていないということでは、これは将来の研究をされるにしても何にしても、探しているものが公文書館には無いということにもなりかねないと思います。

お金というのは何かというと、これは言うまでもなく予算でして、それがあって初めて人も物も調達・運用が可能になってくるということなんです。資料そのものは仮に今すぐに公文書館に移管されなくても、原局でもって保存されているという状況でもしばらくの間は大丈夫だというふうに思いますが、すぐにでも手をつけていかなければいけないのは、これは公文書館の中で仕事をしていただける専門的な職員の方、この数を増やしていかなければいけない。単にこれは労働力が増えるだけではどうしようもないわけですし、それから例えば、ある能力を持った一定の年齢層なり経験年数なりの人の数さえ増えればいいというだけではこれはどうしようもないわけで、これらの人を統括・管理するような立場の人にも必要であるし、それから一遍にいろんなことが強化されるというわけではなくて、ある部分から手をつけていかなければいけないでしょうから、まずその組織というものはどういう形の公文書館の組織であるべきかということをお考え、公文書館でどういう仕事をやらなければいけないのか。すなわち、国立公文書館として従来から提供していた、官の世界に対して、研究者の方に対して、あるいは一

般国民に対して提供していたサービスに加えて、新たに何が必要なのか、どれをどこまで、当面例えば1年、2年というような期間でもって新たにサービスが提供できるのかというようなことをきちんと踏まえて、この組織計画というものを前提に置いて人を増やしていかなければいけない。こういう総合的な計画というものもがまずきちんと作られなければならないだろうというふうにお考えしております。

そういう中で、人・物・金というのは、言ってみれば公文書館というシステムに対する経営資源として入力（インプット）されるべきものであって、それらが入力されることによって、公文書館サービスというアウトプットが出てくるということになってくるわけですね。

そうすると、そこであまり法律的な考えばかり強調は私もしたくはないんですが、やっぱりインプットとアウトプットとの比ということが意識されてくるんですね。そこで効果的なものから手をつけていかなきゃいけない。その辺の公文書館側のこれからの目先、ある一定のレベルまでの体制整備をしていく目標をつくって、その目標に至る工程表をどうつくるか、そのところが一番我々に課せられた大きな問題だというふうに認識しております。大変難しいことで、また先生方のお知恵を借りなければいけないかなというふうに思っております。



山崎 ありがとうございます。

来年度から次期中期計画が始まるわけで、そこはどういうふうを書くかというのが大きな課題だろうと思っておりますので、その辺につきましてはまた先生方のお知恵もかりながら、館としてはやっていかないといけないのではないかと思います。

3. 人材育成、専門家の養成

次に、人材育成あるいは専門家の養成のテーマに移りたいと思います。先ほど尾崎先生から公務員の意識改革というお話がございましたけれども、その公務員の意識改革、そして今は我が国では少ない専門家の養成確保というようなものが大きな課題になっているわけでございます。

特に、この専門家の養成確保につきましては、今、在野の専門家が必ずしも十分じゃないわけですので、こういう専門家と各府省の職員とのコラボレーションといいますか、あるいは役割分担といったようなものも今後重要になってくると思うんですけど、尾崎先生は人事院の合同初任研修の講師で文書管理を講義されたり、いろいろご活躍なわけでございます。こういう今後の専門家、専門家と役所の人との役割分担とか、場合によってはOBの活用みたいなものも一部あるかもしれませんが、それについて一番効率的な方法というところちょっとおかしいかもしれませんが、今後こうすべきという点につきまして、どのようにお考えでしょうか。

尾崎 私はこう思うんです。今の公務員の公文書に対する意識といいますか心構え、そういうもののレベルアップという問題が一つあるわけですね。これはすべての公務員に対して。まずそれが一つ重要な仕事。今までのように一生懸命仕事をやって、最後に決裁が終わってしまったらもう次の仕事にかかって、前の仕事の関連書類はどこかに積んでおくという話ではなくて、きちんとその都度整理をして、管理簿に載せていつでも見つけ出せるようにしておくというようなことまでちゃんとやりなさいよという、一人一人がそれを理解できるような状況、つまり常識のレベルアップといたしますか心構えの問題が一つある。

それからもう一つは、本当にその文書を管理し整理し移管をするという実務に当たる人たちがやっぱり要ると思うんですね。これをその一般の公務員にしっかり自分でやれと言っても、全員に言うのは無理だと思うんですよ。だから、そこには各省の中にもそういう担当者というのが必要であると同時に、本当にそれ専門のアーキビストみたいな人を育てていって、そういう人が相談に乗ったり応援に行ったりしてできることではないかなと。

だから、一般的なレベルアップと専門家を育てるといふことと二つあると思うんですね。一般的なレベル

アップについては、私は、公務員研修所というのがありますから、あれを100%利用して、一番最初は初任者研修で、こういうことが非常に大切なんだということをやりたい。それから、ある程度仕事を覚えてから、仕事と結びついた姿で一遍やりましょう。それから、管理職になったぐらいのところで、管理職になってもその公文書管理の問題を忘れてはいけないぞと、しっかり下を見ているよということ、そういう意識をもう一回植えつけるというような三段階ぐらい要るんじゃないかなと公務員研修所のかたがたと話しあっているわけなんですけれども、それぐらい努力しないとなかなか公務員文化が変わっていかないんじゃないかなと。

それから、専門職のほうは、やっぱりこれは大学レベルで頑張っていたかないといけない話じゃないかなというように思います。そこまで公文書館でやれといってもなかなか無理な話でしょうから、もう既に学習院大学等で始まっていますから、そういうものがもう少し広がってくれて、そういう専門の仕事に自分が人生をかけようというような人たちが出てくるということが望まれるのではないかというふうに思いますけれど。

山崎 ありがとうございます。

今、大学での養成という話が出ましたけれども、御厨先生、今アーキビストの養成につきましては、先ほどの尾崎先生の話のとおり、昨年4月に学習院大学で初めて大学院の修士課程が始まったばかりとか、取り組みが開始されたばかりでございますけれども、今後、アーキビスト、レコードマネジャーなど専門家の養成をしていく上で、これら専門家に求められる資質・能力といたしますが、例えば今も行政も世の中も高度化しておりますので歴史学だけでも不十分でしょうし、政治学とかあるいは法学の知識も必要でしょうし、場合によっては情報処理の能力といったものも必要になるかもしれません。そういう専門家に求められる資質、あるいは大学での養成方策につきまして、どのようにお考えでしょうか。

御厨 本格的なアーキビスト養成というのは、本当によろやく始まったばかりで、これまでのアーキビストというのはみんな見よう見まねですよ。本当にその場で現場教育みたいなもので、自分で学んできたというところが大きい。これからは、大学でやる場合には、学習院でやっているものも、私、カリキュラムを見ま

したけれど、割ときちんとマニュアル化されてきています。だから、それ自体については、これからどういう効果が出るかという話ですから、すぐに何やかやというものではありません。ただ、今までのタイプにしても、これから出てくるタイプにしても、私やはり実際ここに入って、あるいは地方でもいいんですが、そこで公文書館に入って、現実の公文書を扱うということになったときに、もうちょっとそこで第二段階めの学習をしませんと、えらくアーキビストって、こういう言い方は悪いけれど、専門職って割と独善的になりがちなんです。自分が大学で習ったことをそのまま持ち込んで、これはこうあるべきだ論をやり出すと、ものすごいずれができちゃって、やはり専門家というのはねと思われちゃうんです。そこは尾崎先生が言われたように、最終的には現実にその場でやっていくためにはある種のコラボレートが必要です。だから柔軟な対応を、つまり、こうだとあらかじめ決めてやるのではなくて、やはりこれはこういう場合もあいう場合もあるんだという、そういう柔軟性みたいなものをあわせて大学のときから少しやっていただきたい。それでここに来れば、現場の人たちとの接触の中で早いうちに現実とのふれあい方を覚えてもらう。そうでないと、アーキビストというのはだんだん独善的に偉くなりますよね。そうすると、何か敬して遠ざけるという形になると一番それはまずいわけですから、そこを注意すれば、私はまだこれから話ですから大丈夫だと思っただけですね。

山崎 ありがとうございます。

朝倉先生は、公務員の意識改革あるいは専門家の今後の育成につきまして、どのようにお考えでしょうか。

朝倉 今の話にあったように、そもそもこの世界、アーカイブズ学そのものがまだ発展途上というか、そういう状態のような印象を受けていますが、それで、独善やらあるいは実務との行ったり来たりというようなそういうこともこれから考えていかなければならないとすれば、私は一つは、やっぱり資格制度のあり方というものも考えるべきなのかなと。国によって、資格制度がなくて、何か課程を修了しただけというような形のところもあるようですけれども、それをうまく多層的に構築することによってそういう独善も避けられるようなことになり得るのかなと。

それから、ちょっとやや外れますけれど、例えば気象予報士という資格がありますね。ウェザーキャスター

とか、あれは国家試験ですが、実はあんな資格というのは世界じゅうどこにもないんですよ。しかしまた、逆に言うと日本の風土としてああいう資格をとても好むというか、ある意味敬意を払う、尊重するという、そういう風土があって、このアーキビストの場合も一つの専門・資格制度というのをうまく構築すると、その社会的ないわばソーシャルステータスのイメージづくりとか人気度に役立つのではないかなと、そんな感じを持っております。



山崎 ありがとうございます。

先ほどの柔軟性、そして頭の中ではなしに、実際の文書を見ての対応というのが大切だという話でございますけれど、学習院大学の修士課程の学生も、学習院大学の要請によりまして、実地研修ということで、公文書館にも見えていたり、そういう努力はしているわけでございますけれど、高山館長は長く大学教授のご経験もあるわけですが、今後の専門家養成に当たっての公文書館と大学との連携、あるいは大学と行政一般との連携とか、あるいは、行政一般でも構いませんが、どのようにお考えでしょうか。

高山 先ほど御厨先生から出た、専門家というのは往々にして独善的になるという、これは確かに私も非常にそれは感じていますが、今アーキビストの養成をしようとして頑張っていらっしゃる学習院大学の先生方、皆さんも同じように考えています。

多分これは日本だけじゃなく、世界じゅうにそういうことはあるんじゃないかなと思っただけなんです。じゃ、外国はどうやっているということになると、日本の大学はどうも大学で専門家を養成するというと、学部が中心になるという考えが強いんですが、外国はプロフェッショナルスクールという全部大学院レベルなんです。そうすると、大学の学部を出て、学部で何か勉強して

いるわけです。その専門主題を身につけて、しかもそれで一遍世の中へ出て、これは私は北米の経験しかないですから、北米のことを念頭において話すわけなんです。それで学費を稼いで貯金をして、その後でマスターコースに入ってくる。そうすると、彼らは専門的な知的なバックグラウンドを持っていますし、それから社会経験もあるという中で、マスターコースでもって、アーカイブズならアーカイブズの専門性を勉強しているということになると、それを生かして今度新たに就職した段階で、やはり過去の社会経験もあれば、あるいは自分の知的な基盤というものも生かしてしっかり勉強しているということがあって、かなり柔軟性がある専門性の発揮の仕方、あるいは仕事への活用の仕方ができてくるんじゃないかなというふうに思っているわけですね。

日本の場合に、従来その専門職の人材養成面が必ずしも十分じゃなかったのかなと感じています。それを意識する形で学習院大学は大学院課程に専門課程を置かれたということで、私は大いに期待をしているところがあります。

それからもう一つ大事なことは、これは朝倉先生がご指摘になった資格の問題がありますね。実は、この文書管理について、これは先生方もご存じかもしれませんが、今幾つかの資格が提唱されたり、あるいはもう既に実行に移されて、いろんなところで様々な資格が広まってきているんですが、ただこれがどういうレベルで教えられているかということ、大体高卒対象の専門学校レベルなんですね。やっぱり権威のある、しかも国際標準にのっとった専門性ということになると、専門学校レベルではやや不足すると思いますので、それをどう今後あるべき方向へ誘導するかというところが、我々に課せられた一つの課題かなというふうに考えております。

もう一つ、尾崎先生がおっしゃられた一般の公務員に対する対応の仕方と、それから実際に文書管理業務そのものに携わる人たちへの対応の仕方ということで申しますと、確かにこの研修を何回か繰り返すといいますが、何層かの研修体制をつくっていかないといけないということはまさにそのとおりだと思っております。私どもの国立公文書館の研修プログラムも、ご案内のように、今のところは二重の形で比較的経験の浅い人たちを対象にする研修と、それからかなり組織の中核になってくださっている方々を対象にする研

修というふうに分けておりますが、これも単に私たちのところだけでそれをやっている、私たちのところの研修プログラムのさらなる改善というのは当然やらなければいけないんですが、それだけじゃなくて、例えば他機関とタイアップする形、あるいは大学等々とタイアップする形でということは、今後考えていかなければいけないだろうというふうに思っております。

あともう一つ、これは以前に尾崎先生がどこかで言っておられるのを私がこれはおもしろいなと思って、いまだに忘れられないのがありまして、公務員で文書を作成する、要するに行政業務の裏表を知り尽くしている方々で、省庁を早期にリタイアされた方をアーキビストとして活用してはどうかというような、そういう趣旨のお話がどこかでお聴きしたかと思うんですが。

尾崎 官房長官のあれですね。

高山 私はかなり偉い地位まで上られた方々をいくなり公文書の管理の現場というところで働いてもらうのは無理だと思いますが、新たに公文書管理業務に入ってくる若い人達を対象に、あなた方が扱う文書というのはどういう性格を持っているものなんだというような教育をしていただけるような教育係としてしっかりと若い人達を育てていただくという仕事をやっていただければ有難いと思います。そういうことが例えば10年とか20年とか続けば、そのうちにそれぞれの現場で文書管理の相談に、プロフェッショナルなのかスペシャリストなのかちょっと難しいんですが、そういう人たちが文書の読み方みたいなものが非常に組織に定着して伝わっていくのではないかと。そういう面で、尾崎先生からおっしゃっていただけますと、どこかの省庁で具体化できないかなというふうには思っております。

今申しましたことに加えて、これらの人をスペシャリストにするのか、プロフェッショナルにするのか、これは大問題でして、それは公務員全体の人事管理のあり方の中で、日本の場合にこんな人が必要だが、ちゃんと処遇できるのだろうかという心配が私はあるものですから、どこまで強く言えるのかよくわからないところがありますので、その辺でもまたいろいろご指導いただきたいと、そんなところです。

尾崎 ちょっと今のところに関連してですが、官房長官のもとで勉強会をやっていたときには、現行の法律を変えないでどういう改善策があるかというようなところにポイントがあったわけですね。それで、その

ときに、文書、これは歴史的な文書として残すか、それから廃棄するかというような判断業務を、行政実務に熟達していて、しかも年齢的に一線からリタイアしていわば天下りですよそに行くような人の中から、この種の仕事に向いている人を探してやらせてみたらどうだろうかという種の話をした記憶があるんですけども、そうやってつくった我々の報告を実は福田官房長官が法改正にまで踏み込んでいないということでご不満でして、それで与党の懇談会をつくって、それでこういうふう担当大臣を……、それで、要するにご不満だったんです(笑)。それで、法律改正にまで踏み込んだという話なんですけれどもね。

山崎 ありがとうございます。



4. アーカイブズの普及啓発

では、次にアーカイブズの普及啓発の話題に入りたいと思いますけれども、このアーカイブズの社会的認知度というのですか、そういうのを高めていくためには公文書館による積極的な広報、啓発活動をしっかりやっていくというのはもちろんでございますけれども、マスコミの皆さんの支援・協力、あるいは国・地方団体、あるいは学会、大学などの関係機関の連携など、そういうさまざまなことを行っていく必要があると思うんですけども、朝倉先生は、今後アーカイブズの普及・啓発あるいは国民の浸透というんですか、そういうのを図っていく上ではどのようなことをやっていけばいいとお考えでしょうか。

朝倉 先ほども申しましたけれども、一つは、マスコミもこれはみんな支持しておるわけですから、どううまく話題を提供して使っていくかということがあると思いますが、もう一つ国民的認知度ということを見ると、文科省と提携して学校教育の場で、例えば小学校には総合学習の時間というのがあるわけですが、高学年の児童なんかには、そういう時間を使って、こういうものがあるんだよというようなことを教えても

らうことも、中学の社会科でもいいですよ、そういう形でうまく誘導できれば将来の人材層の予備群が厚くなるのかなという感じがします。

それから、もちろんそういうことにうまくいけば、親の関心なり認知度も高まるでしょうし、それを強いて国民的関心の高まりと言うと、次元の低い言い方で言うと、予算獲得にもそのほうが有利に働くかなと。

尾崎 それは決して次元の低い話ではありません(笑)。

朝倉 ちょっとそんな感じがしていますね。

山崎 ありがとうございます。

国民の皆さんへの利用もさることながら、その中でも特に研究者の方々にも今まで以上に自由に活用していただくことが重要なわけですけど、御厨先生、研究者の皆さんへの利用促進する上で、あるいはアーカイブズの普及を促進する上で、こういうふうなことをやったらいいんじゃないかというのがおありでしたらちょっとご指摘いただきたいと思うんですが。

御厨 一般的な形でこうやって広く公文書がこれから開かれますから、そういう点ではみんな用意ドンで一緒にいいと思うんですね。私が研究者の世界に35年前に入ったときは、例えば国立国会図書館にある憲政資料室の文書なんか、これはなかなか近づくのが大変で、いや、近づけるんですけど、どうやって読んだらいいかという、読んでもらうのには、向こう側にいるプロフェッショナルの人たちの協力をどう得るかというのがなかなか大変でした。私が聞かされたのは、1年間毎日通っているうちに、そのうち向こうから声がかかるから、しめた、これで読んでもらえるみたいなことを言われたことがあるんです。今後はそういう無駄な努力をしないでアクセスがすごく容易になるだろうなという気がします。そこで逆に私は研究者に言わなくちゃいけないのは、変な話ですけど、さっき話題になった、この公文書ははどう読むのかという読み方、すなわちリテラシーの問題が、実は研究者にも重要になってきます。すべて出てくると、じゃこれをどう読んだらいいのかという問題が生じる。ある程度、学部段階や何かでアーカイブズの教育でそれをやっておきますと、恐らく最近の若い世代は出てきたものをそのまま信用しますから。特に今の世代というのは、ご承知のようにインターネットに出てくる、グーグルなんかで引くと、そのまま信用して書いてくるから、そうすると変な話ですけども、公文書に出

ていることをそのままのみにしてはいけないよという逆の教育をしてやらないと、とんでもない間違いをおかします。出てきたものを全部をそのまま書きちゃうと危ないという距離感のとり方みたいなことをしっかり勉強させなければいけないかなと、そんなふうに思います。

山崎 高山館長は、アーカイブズの普及啓発について、今後館としてこのようなことに取り組みたいとか、取り組むべきだということがありますでしょうか。

高山 国民の各層の方々に利用していただく公文書館ということ考えたときに、今まさに御厨先生がおっしゃったような意味で、公文書館リテラシーというのが大変必要ではないかと思います。

これはもう先生方ご承知のように、リテラシーというのは読み書き能力です。公文書館についての基礎的な素養であって、それが非常に基礎的な段階では、例えば崩し字をきちっと読めるようにするというレベルから始まって、それでこれはどういう文書と関連があって、それからこの記述内容は本当に信じていいのかどうかというのは、今、御厨先生がおっしゃっているようなことが正確に理解できる、きちっとわかる、そういうリテラシーを広めていくことが大事だと思います。こういったことはまず公文書館あたりが、あるいは地域の自治体の公文書館なんかと共同で、あるいは関係の学会の先生方と共同でもって広めていかなければいけないのかなというふうに思っております。

それともう一つ、公文書館で既にやっている事業の中で、リテラシーへの橋渡しになってくれるようなものとしては、次のものがあります。すなわち、春秋に特別展をやりますし、夏には企画展をやっている、ああいう展示会がリテラシーの向上に私はとてもいい場を提供してくれていると思うんです。特別展で考えますと、展示があって、そして講演会があって、目録がつくられるということになるんですけど、それを国民の各層へずっと浸透させるためには、リテラシーという面でいろいろ配慮を加えると同時に、今の段階のレベルでも、リテラシーじゃなくて、本当にその展示している資料、こういうものが国立公文書館にあるんだということをわからせるためにもうちょっと我々も工夫し、考えていかなければいけないと思います。

例えば展示会というのは、北の丸公園までいらっしゃい、朝9時から木曜と金曜除いては5時まで見られますよということじゃなくて、せっかくアジア歴史資料

センターがあれだけのデジタルアーカイブシステムを持っているわけですから、同じ資料がインターネットで見られるようにして、バーチャル展示の形でもって、何も北の丸公園まで行かなくても見られるようにしたいんじゃないか。沖縄から北海道までいろんな人たちが見られるようになりますから。それから講演会なんかについて言いますと、非常に今の季節ですと狭い場所で人数も制限されている、それから講師の方に特別においでいただいてやっていますから、何回も同じテーマを繰り返すわけにもいかないということになっているんですが、あれなんかも例えばオンデマンドビデオのようなシステムを導入すれば、それでいつでもどこからでも見られるようなことができれば、特別展のテーマについて関係のある情報がかなり幅広く提供できるんじゃないか。それから目録作成については、まさに先ほどのリテラシーでありまして、この文書にはこういうことが書かれているんですよと、今お配りしております目録にも書かれてはいるんだけど、もっと詳しいバージョンもあると、もっと関心を持っていただけるかもしれないというようなことを考えております。

それからもう一つは、朝倉先生がおっしゃったことで、小学校レベルでの総合学習の形でというお話がございました。総合学習の公文書版ということになりますと、あるいは公文書館が持っております古典籍であるところの内閣文庫のコレクションを用いてということになると、ちょっと小学生には難しいかなと思っておりますが、しかし、中学・高校あたりでの総合学習、調べ学習のような形で、例えば社会科、現在アジア歴史資料センターが今一生懸命やってくれているんですけど、社会科の先生方と一緒に、一次的な公文書資料を使って歴史の勉強をしましょうというような部分で、そういったものをもっと普及させる。普及させるというのは具体的にどうするかというと、私のアイデアとしては、何かそういったものでコンクールのなものがないかなと考えておりまして、そういう調べ学習方式で学校の教科の中へ取り込んでいただくというような形で、若年層の公文書に対する親しみみたいなものを養成していくというようなことで、アーカイブズの普及啓発が少しでも前へ進められるかなというふうに考えております。

山崎 ありがとうございます。

5. 残された課題

では、大きな四番目の最後の課題でございます。この法律が成立したわけでございますけれども、この残された課題につきましてお話しいただければと思います。

文化施設といたしましてよく博物館、図書館、公文書館の3つが三本柱と言われるわけでございます。今後のこれらの役割分担でありますとかその連携、あるいは新たな公文書館のあり方でも結構でございます。これにつきまして、高山館長は図書館学のご専門でもあるわけですが、どのようにお考えでしょうか。



高山 今言われましたように、博物館 (Museum)、それから図書館 (Library)、公文書館 (Archives)の頭を取りまして、MLAの連携が最近はやりになっておりますが、これは文化的な施設としての共通ベースがもちろんあるんでしょうが、もう一つ、機能的に考えますと、記録されている情報資源の蓄積検索型の情報サービス機関という面があるんです。しかし、日本において行政体系が全く別々なんですね。図書館と博物館は、これは社会教育、生涯学習の世界に置かれている。公文書館は、公文書管理法の第一条に関して、これは与野党の修正協議や何かで目的のところ書き込まれましたように、主権者である国民の知的資源の共有の場という、そういう位置づけということになります。この辺が単に技術的なレベルで見るとMLAの連携という形で割と最近相互の関係が密接になっております。そういう密接になれたということは、何が原因かという、実は情報サービスとか、あるいは公文書館の活動の結果ということではなくて、残念ながらデジタル化の技術がぐんと進んできたということですね。

デジタルアーカイブとデジタルライブラリーあるい

はデジタルミュージアムといったものは、ほとんどシステム上の差がなくなってきて、いろいろと共通性がある。それならお互い、キュレーターもアーキビストもライブラリアンも一緒になって何かやろうかというような雰囲気が出てきているということですが、確かに山崎理事がおっしゃったように文化施設としての共通点を持っているわけですから、ここで三館種が相互に補完し合いながら活動を展開することで、そういう言い方は怒られるかもしれませんが、アーカイブズにしてもライブラリーにしてもミュージアムにしてもどちらかというと世の中の片隅に逼塞しているわけですから、もうちょっと存在感が発揮できるんじゃないかと思います。

もう一つMLA連携が言われはじめたきっかけがあるかと私は思っております。それはカナダの例なんです。カナダが国立図書館と国立公文書館を合体いたしました。これが、2004年からスタートしていたと思いますが、デジタル化の技術がどんどん高まっている状況の中でMLA連携が進んだものですから、MLAを合体させるのが新しい形での公文書館あるいは図書館のあり方ではないかという期待が一部にあったわけでございます。いろいろと話を聞いてみますと、合体の真の理由はどうもちょっと違う。カナダ固有の事情もかなり強く影響しているとのこと。例えば同じ建物に2つの組織が入っていたという状況がありますし、それからコレクションについては、例えばカナダの国立図書館というのは、本来の国立図書館が持つようなそういうコレクションは北米大陸にあるということで、アメリカの議会図書館に任せてしまって、カナダ独自の主題に限定したコレクションづくりに注力するとか、そういう特性が非常に強いということがあります。

ですから、カナダの例があるからカナダと同じ方向へ必ず行くんだというようなことはちょっと言えないかと思いますが、ただデジタル化によって何ができたかといいますと、よく言われる、だれでも、どこでも、いつでもフリーで使えるという、そういう面は非常に大きく前に進んだわけです。そういう面での共通性というものをこれからベースにして、サービスの形態を始め、お互いそれぞれ今までの歴史があって、それなりのものを展開してきていますから、そういう面で非常に参考になることが多いんじゃないかなと思います。我々も単にアーカイブズとしてどうあるべきかという

ことだけを考えるんじゃなくて、よその図書館や博物館でどんなことをやっているんだろうかということをし少し参考にしていく必要もあるだろうというふうに思っています。

山崎 今後の課題として、立法・司法の文書の移管でありますとか、あるいは諸外国、特にアメリカの大統領図書館などで行われていますオーラルヒストリーの部分などは日本では行われていないわけです。御厨先生は、この法律とは別に、残された課題につきましてはどのようにお考えでしょうか。

御厨 山崎さんが今オーラルヒストリーということを言われました。私もオーラルヒストリーを推進してきた人間の一人として、特に公的体験を公人に語っていただくというのが私たちが進めてきたオーラルヒストリーですから、これは間違いなく公文書を補充する、あるいは公文書に補助線をひくための資料としては非常に重要であります。これを何とか実は国立公文書館で保管していただきたい。むろん公文書館にオーラルヒストリーの事業をやれというわけではありませんが、それをとにかく保管していただく、それをいずれはあるルールをつくって公開していただくということをやったりこういふところでないといけない作業だろうと思いますので、それをぜひお願いしたいと考えております。後藤田正晴さん、宮沢喜一さんと我々のオーラルはそれぞれ本になっておりますけれども、あれの実は原本といいますか、原テープといいますか、それは全部残っておるわけですね。今のところ、しかるべく保存はしてございますけれども、しかし大学もこれからどうなるかわからないという状況にありますから、実は安定的に保存していただけるのは公文書館ではないかと思っております。その点は宮沢さんが昔、「これどうしましょうか、先生？」と言ったときに、あの方は非常に持って回った言い方をされるんですけど、「ただ公文書館にもし残すということになったらご賛成いただけますか？」と言ったら、そのときだけ一も二もなく「うん、それがいい」とおっしゃいました。そういう感じなのです。もちろんこれはまた、お金も要るし、法的な問題もあって難しいでしょうが、ひとつ考えていただきたいということが一つ。それから今、アメリカの大統領図書館というお話がありましたけれども、アメリカは大統領には必ずきちんと記念館を残して、そこにありとあらゆるものをほうり込みますから、そこで整理をしていくとやがてその大統領の時代に何

をやったかという全貌がわかってくるという仕組みになっていますね。日本はそれがありません。たまたま幾つか残っているケースで言えば、岸信介さんのものは、田布施の彼の田舎の図書館の片隅に段ボールに入れてそのままになっているというのが実情であります。しかもこれは絶対に現在はある部分については見せられない、巢鴨時代のもは見せられないとか、そういうことになっているんですね。だけど、まだ一応段ボールに入れてある。ただ、段ボールに入れてあるとはいえ、保存状態はよくありません。

それから、大平正芳さんも香川県のご自分の出生地に今、大平記念館という、ここに彼の首相時代の日記とか等々納めてありますけれど、これも結局親族が突然借り出ししたりしているうちにどうなっていくかわからぬ嫌いがありまして危惧の念に堪えません。私立の記念館はもちろん、親族で経営しているわけですから、気楽なところがあるわけです。

一番きちんと残しておられるのは中曽根康弘さんで、中曽根康弘さんは世界平和研究所がございまして、それから地元にも記念館をつくっておられますので、きちんとやっておられますが、それでも個人が残すというのは限界があります。それ以後の総理については、竹下さん以外今のところまだこれという形で残っているということを私は聞いておりません。いずれにせよ総理大臣が関係したものについてきちんと残すと、その周辺も残すということになります。そうすると政権全体の記録としてきちんと残っていくので、この仕事も私は当然のことながら公文書館の、公文書館がそれを全面的に取り組みというのは今の状況では難しいですが、やはり一つのコロラリーとして支援いただくなり考えていただくということをお願いせねばなりません。そうしないとこの国はいつまでたっても歴史とい



うものはすぐ忘れてしまう国になると思いますので、その辺を申し上げておきたく思いました。

山崎 ありがとうございます。

尾崎 公文書館に寄贈を受けられるように改正されたわけでしょう。

山崎 今度の法律では公文書館のほうでは寄贈を受けられるようになります。

尾崎 寄贈していただいたらきちんと保管すると、非常に大切なものですね。確かにやっぱりなかなか個人では無理ですよ。

山崎 朝倉先生、残された課題として、先ほど特別の法人というご指摘もございましたけれど、この法律で残された課題についてはどのようにお考えでしょうか。

朝倉 特別の法人についてに限らず、中央機関のあり方について、早急に議論の場をつくるべきだと思いますけれども、もう一つ、法律がというより、もう少し大きくこれからの公文書管理の全体をどうしていくんだ、そのための機関のあり方という場合に、まず建物、これをどうするかという議論だっただけで本当は始めなくちゃいけないんだと思うんですよ。

これは最終報告では、霞が関周辺ということと、とにかく早急に検討を始めるべきとあるんですが、恐らくこれ、意外と時間がないんだと思うんです。10年で満杯になるという議論がありますね、今の施設は、10年というのは意外と短いものですね、あっという間で。時間との競争みたいなところがあって、その議論こそやっぱり別の形の場を設けるべきじゃないかと。ただ、これは建物だけ議論してもしょうがないので、中の機能やら、そうすると全体的なシステム、専門家の養成、運営等々、全部総合的にやらなくてはならない議論だと思いますけれども、そうすると、まして恐らくもう議論しているうちにすぐ3年や4年たってしまうというような性格でしょうから、何かそういう場をつくるべきなんじゃないかなという感じがしております。

建物だけ切り離して言いますと、いつか雑談の場で出ましたように、デートもできるような場所とか、余りかたく考えずに、建物なりそのプラザが建物を含めて、それ自体が展示物であるような、そんなような楽しい工夫も要るんだろうと思いますけれども、いずれにしても、もし10年満杯説がかなり真実に近いとすれば、時間がないなど、こういう感じがいたしております。



山崎 ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、尾崎先生、残された課題につきまして、今ご指摘の国立公文書館の移設の問題、あるいは公文書管理担当機関の再生の提議の問題といろいろあるかと思えますけれども、残された課題につきましてはどのようにお考えでしょうか。

尾崎 私は朝倉先生のご指摘がまさに残された課題の最大のものであるというふうに思います。私も何か挙げると言われたら同じものを挙げます。

本来、公文書館に来る文書というのは、本来永久に保存されるべきものなんですね。未来の世代にずっと残そうというわけですから、だからとにかく火事で焼けちゃったとか、地震で埋まっちゃったとか、そういうようなことにならないような立派なものを、たっぷり余裕のあるものをつくってほしいと思いますね。無駄な支出は許さないと言うんですけども、余り余裕も見ないでつくったら、まさにお話のとおりすぐ満杯になっちゃう話ですから、思い切って立派なものをつくるということが大切ではないかという気がしますね。

それから、一時、まだ党で議論したりなんかしていたころなんですけれども、公文書館を地域おこしに使うんじゃないかというような話が出たりしまして、その種の話になっちゃったら非常に困るんですよ。やはり日本人が一番利用しやすいところ、利用するところ、やっぱり公文書ですから、役所の近くじゃないと全く効用が落ちるわけですね。だから、霞が関周辺というのはそういう意味で書いたんですけど、比較的あっさり書いてありますのは、法律事項じゃないものですから。ただ重要性はもう本当に重要だと思います。

私はすごいと思ったのは、小淵大臣と一緒に麻生総理のところへ報告を持っていったんですね。麻生総理が報告を受け取った途端に、こういうものは入れ物が

大切なんだよな、と言われたのですよ。これは非常にいいところを突いている話だなと思って非常に心強く思ったのですが、同じ精神で新内閣にもやっていただきたいというふうに思っております。

それから、人員の問題は、ちょっと時間をかけながら徐々に徐々に増やしていくというのは、教育の問題、養成の問題が一つありますのと、それから入れ物の中に入れなくちゃいけないという問題もありますので、そこは根気よくやっていく。入れ物のほうは、しかし、建設しなくちゃいけないので、早く取りかかるということではないかなというふうに思います。

高山 入れ物ができると、中の雰囲気できてきますので、その雰囲気でもって随分教育される部分がありますね。

尾崎 そうだと思います。それで世の中の認識も変わってくると思いますので。

ただ、中身の話にちょっと戻るんですけども、さっき御厨先生がおっしゃったことで、そこがポイントと私も思ったんですが、公文書館で保存する歴史的文書の中に変なものがまじるというのは困るんですね。つまり、1つずつの文書はある程度疑ってかかって、本当にこうかなというように考えてみるというのは非常に大切なことなんですけれども、おかしなものが入らないようにするということが、これがやはり大切なことだと思いますね。だから、それを現用文書から歴史的な文書になる前に、あるいは現用文書の段階で中間書庫でしっかり仕分けをするということが大切だと思います。この前、国会で参考人と呼ばれたときに、参考人の方の中から、勤務時間中に書いたものは全部残せという意見が出たんですけども、俗耳には入りやすい話なんですけど、そういう選別を経ないでみんな残るといったら、これは後世に残るんですから、



自分個人の意見を紙に書いて残しておいて、それが公文書館に行っちゃうというんだったらやる人がいますよ、絶対に。

そういうものに後世の人が迷わされると、局議で採用にならなかったペーパーや何かが、勤務時間中に書いたからといってそれが残されてちゃんとした決裁文書と一緒に公文書館に来てある。索引すると出てくるというようなことになったら、本当に公文書館にある文書全体を疑ってみなくてはいけないという話になりますから、そのところは、この公文書館の話じゃなくてむしろ現用文書の話じゃないかと思えますけれども、その選別はきちんとしてはいけません。それで、むしろ学者の方々に変なものが入っているんじゃないかというような、そういう余計なご心配をかけることが大切じゃないかなという気がするわけですね。

文書の整理というのは、保存することも非常に大切なことなんですけれども、やっぱり廃棄するというのも大切なことですね。そうじゃないと、ごみの山に埋まっちゃいますからね。だから、文書の整理という意味からも、廃棄すべきものと残すものの選別というのは、これは公文書館にとっても非常に重要な問題だし、また、アーキビストの方々がその選別にかかわることになったら、それはもう責任重大な話なんです。

先ほどの経験豊かな公務員を使ったらどうだというのは、まさにこの選別のところで非常に役に立つんじゃないかなという気がするわけですね、これからは早目早目に、これはどういう目的で何年保存でという、中身もちゃんと書くという、メタデータがつかますからいいんですが、昔のはついておりませんので、昔その仕事の周辺にいて知っているというような人たちが選別に力をかけないと変なものが入ってくる可能性があるということですね。

山崎 ありがとうございます。

本日はどうもありがとうございます。これで終わりたいと思いますが、特にこれは言っておきたいということがあれば。

御厨 先だって、私の教養のゼミの学生と話していて、「いやあ、公文書管理法がついに通ってよかったね」という話をしたら、「どういう意義がありますか?」と真顔できかれました。そこで私が言ったのは、「これはいよいよ戦後は終わるんだよ、」と謎かけでした。「どういう意味ですか?」というから、「だってきみ、戦後が始まった時に最初に官僚たちがやったのは何だか知っ

てる？ きみたちも聞いたことあるでしょう。米軍が来るんだということで公文書をみんな焼いたんですよ。内務省も大蔵省も一生懸命になってみんな焼いた。焼いたところから戦後は始まっているのさ。戦後は官僚制度の中で、文書もんじょというものが重要視されてこなかったことの理由のひとつはあそこで文書を焼いた、という原体験があって、それがやはりトラウマになっているんだ。いよいよこれでトラウマから解放されるんだ。公文書にとっての“戦後”は終わって、ここから変わるんだ。」という話をしましてね。それでようやくみんななるほどと納得したのです。それを最後に紹介させていただきます。

尾崎 有識者会議でも、それがきっかけで戦後の官庁の文書管理がおかしくなったのではないかという見方がありました。

山崎 きょうはどうもお忙しい中ありがとうございます。

出席者略歴（五十音順）

朝倉敏夫（あさくら としお）：読売新聞東京本社副社長・論説担当。昭和41年読売新聞社入社。政治部、ワシントン特派員、論説委員を経て、平成12年5月論説委員長。平成19年6月専務取締役。公文書管理の在り方等に関する有識者会議委員。

尾崎 護（おざき まもる）：財団法人矢崎科学技術振興記念財団理事長。元大蔵事務次官。主な著書に『おじいちゃんの塾』（2005年、文芸春秋）、『吉野作造と中国』（2008年、中央公論新社）。公文書管理の在り方等に関する有識者会議座長。

御厨 貴（みくりや たかし）：東京大学先端科学技術研究センター教授。専攻は日本政治史、オーラルヒストリー。主な著書に『表象の戦後人物誌』（2008年、千倉書房）、『明治国家をつくる』（2007年、藤原書房）など。独立行政法人評価委員会国立公文書館分科会会長。

